

令和2年10月農業委員会定例会議事録

日時	令和2年10月20日(火) 午後1時30分～午後2時32分
場所	さぬき市役所 本庁 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号)
日程第3	非農地証明願について (会長提出議案第2号～9号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第10号～13号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第14号)
日程第6	農業振興地域整備計画変更の答申について (会長提出議案第15号～第17号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第18号)
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 3 朝倉重弘 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 11 川田政美 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	2 吉原博美
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	無

議長（会長）

では、ご案内を申しあげました令和2年10月農業委員会定例会の定刻となりましたので、開会致します。

皆さん、改めまして、こんにちは。朝晩めっきり寒くなりましたので、もう涼しいより寒いぐらいで、風邪など引かないように気をつけていただきたいと思います。

秋には穀物の実りを感謝して、お祭りが、たくさん獅子や鉦、太鼓がにぎやかに聞こえる季節でございますが、今年はコロナの影響で大変寂しい秋になっております。

それにまた、秋には台風が12号、14号と日本列島にきましたが、さぬき市はおかげで何も被害がなく、無事に過ごしましたことを大変喜んでおる次第でございます。

さて、さぬき市では、何かとお忙しい中の農地パトロールが、8月、9月、10月で無事終わりました。事故のなかったことを大変うれしく思っております。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。引き続き意向調査がありますので、またご協力のほどよろしくお願い致します。

本日の議題であります案件につきましては、円滑なご審議ができますようご協力のほどお願いして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

さて、本日の出席は18名中17名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。7番間嶋委員さん、8番大塚委員さん、両委員さん、よろしく願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告、事務局より報告をお願い致します。

事務局

それでは、こちらのA4の用紙をご覧ください。

まず、初めに、農地法第18条第6項に基づく通知についての説明を致します。これは貸借権を中途解約するものです。

貸人は●●地区、●●●●●様、借人が●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●番です。解約理由は借手の変更のためです。

貸人は●●地区、●●●●●様、借人は●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●番他2筆です。解約理由は借手の都合のためです。

続きまして、2ページをご覧ください。使用貸借終了農地返還通知についてお知らせします。こちらは5件受理しています。

貸人は●●●●●地区、●●●●●様、借人は●●●●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●番他1筆です。解約理由は借手の変更のためです。

貸人は●●地区、●●●●●様、借人は●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●番他1筆です。解約理由は借手の都合のためです。

貸人は●●地区、●●●●●様、借人は●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●番他1筆です。解約理由は借手の都合のためです。

貸人は●●●●●地区、●●●●●様、借人は●●●●●で、申請地は●●●●●番他2件です。解約理由は貸人の要望のためです。

貸人は●●●地区、●●●●●様、借人は●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●番他4筆です。解約理由は貸人の要望のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号を議題として上程致します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号、地区番号3、受付年月日、令和2年10月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様。譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積26㎡。譲渡人の申請事由、●●●。譲受人の申請事由、●●●●●。権利としては●●●●●を伴うもので、経営面積9,505.79㎡、受人従事数2。資料は1ページ目でございます。申請地は●●●●●南東50mに位置し、県道拡張による農地面積の減少に伴う●●●●●でございます。以上になります。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、●●地区の代表委員からの報告をお願い致します。</p>
岡村義弘委員	<p>1番ですけど、●●●さんのこの土地、現地見ましても、一応盛り土がされてミカンが植わつるといふ、地目は田ですけど、管理されていて、農地ということで、問題なかろうと思います。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長（会長）	<p>地区代表委員からの報告が終わりました。議案第1号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。</p> <p>ございませんか。</p>
全委員	<p>「質疑なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号につきましてお諮りします。議案第1号について異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、日程第3 非農地証明願について、会長提出議案第2号から第9号を議題として一括上程致します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の非農地証明案件につきましては8件ございます。面積に致しまして7,913㎡の12筆ございます。それでは、個別案件についてご説明させていただきます。</p> <p>会長提出議案第2号、地区番号1、受付年月日が令和2年10月1日。申請人は●●●●●、●●●●●様で、申請地は●●●●●番●●、同●●●●●番●●の2筆でございます。台帳地目は2筆とも畑、現況地目は2筆とも山林で、地積合計で1,295㎡でございます。申請理由と致しましては、平成9年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。</p> <p>お手元の資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらのほうに、まず、議案の第2号のほうをおつけしておりますけれども、沿革を申し上げますと、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●から東へ約700mほどに入った位置しております。申請者は平成29年に相続しまして、先代が高齢化、管理難となり、やがて、進入路もなく隣接地同様竹林が</p>

繁茂し山林化しております。お手元の資料の4ページ目をご覧ください。よく分かりますかと思っておりますが、4ページ目の中段に書いているのが●●●●の●●●●番●●、それと、下の段でございますが、同●●●●番●●の位置状況でございます。

続きまして、会長提出議案第3号でございます。地区番号1、受付年月日が令和2年10月1日。申請人は●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目も田、地積109㎡でございます。申請理由と致しましては、農機具等の保管場所のための倉庫でございます。建築面積は13.69㎡となっております。お手元の資料は5ページ目から7ページ目をお開きいただきたいと思います。沿革でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●から南西へ約120mで、市道●●●●●の南側に位置しております。申請者は昭和49年に相続し、申請人は国道11号線の北側の海岸付近に居住しておりまして、自己農地は●●●の西側一帯に約6反余りの作業効率を上げるために、狭小地で進入路の確保が容易な農業用倉庫として、お手元の資料の7ページ目をお開きいただきたいと思います。ご覧のように納屋として、規模が木造平屋建て1棟、約13㎡程度の納屋を、写真のほうは左ページの6ページ目をおつけしている、ご覧のとおり納屋でございます。

続きまして、会長提出議案第4号、地区番号3、受付年月日が令和2年10月1日。申請人は●●●●の●●●●様で、申請地は●●●●●●●●番●。台帳地目畑、現況山林で、地積が657㎡でございます。申請理由と致しましては、平成5年頃から25年以上耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料の8ページ目以降をご覧ください。沿革でございますが、さぬき市●●、●、●●●●●から南東へ約320m、県道石田東志度線の東側、約230m入ったところで、申請者は平成25年に相続し、先代が高齢化、管理難となり、やがて、進入路もなく隣接地同様雑木が繁茂し山林化しております。また、先日の農地パトロールにおいても荒廃農地として赤判定しております。写真のほうは10ページ目をご覧ください。現況、当該地がご覧のとおりとなっております。

続きまして、会長提出議案第5号、地区番号4、受付年月日が令和2年10月1日。申請人は●●●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●他2筆。台帳地目は田が2筆と1筆の畑となっております。現況地目は3筆とも原野となっており、3筆合計で1,706㎡でございます。申請理由と致しましては、平成7年頃から25年以上耕作不能な状態が継続し原野化したものでございます。お手元の資料の11ページから12ページをご覧ください。沿革でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●、●●●●●●から南へ約2.7kmの●●●池南側に位置し、申請者の旧宅周辺に3筆とも位置しております。申請者は平成25年に相続したが、先代が高齢化、管理難となり、当該地が山中に位置していることから耕作条件も厳しく、イノシシなどの度重なる被害からの耕作意欲も低下し、やがて耕作放棄し、自然改廃している状況でございます。お手元の資料の12ページのところに写真をおつけしている3筆でございます。

続きまして、会長提出議案第6号、地区番号4、受付年月日が令和2年10月1日。こちらは先ほどの議案第2号の申請人と同一人物の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●●。台帳地目畑の現況山林の、地積は2,752㎡でございます。申請理由等は先ほどの第2号案件と同じでございますので割愛させていただいて、お手元の資料をいま一度戻っていただいて、資料の2ページから4ページにお戻りいただいて、2ページ目ですと、左側のページ、●●●番●●の場所、それと、公図が同じように3ページ目の左側、そして、先ほど申し上げたとおりの、4ページ目の写真の

一番上が●●●の●●●●の●●●番●●。ちょうど耕作地の向こう越しにある中央の竹林が確認できるかと思ひます。その竹林一帯が今回の●●地区の●●●●が当該地となっております。

続きまして、会長提出議案第7号でございます。地区番号5、受付年月日が令和2年10月1日。申請人は●●●●●●の●●●●様で、申請地が●●●●●●●●番●●他1筆でございます。台帳地目は2筆とも畑、現況2筆とも原野で、地積合計で699㎡でございます。申請理由と致しましては、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し原野化したものでございます。お手元の資料13ページから14ページ目をお開きいただきたいと思ひます。沿革でございますけれども、さぬき市●●、●●●、●●●●●●●●から西へ約230m、●●●から北へ約130mに位置しております。申請者は昭和41年に相続、申請者は当時土木業を営んでいた傍ら、やがて高齢化、管理難となり当該地を放棄していたことから現在自然改廃している状況であり、農地としての維持管理、継続的な利用が困難と考えております。お手元の資料の14ページ目のほうが、当該申請地を4点押さえております写真をご覧いただけるかと思ひます。

続きまして、議案書の3ページ目でございますけれども、会長提出議案第8号、地区番号5、受付年月日が令和2年10月1日。申請人は●●●●●●の●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番●●、台帳地目畑、現況原野の地積372㎡でございます。申請理由と致しましては、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し原野化しております。お手元の資料の15ページから16ページをご覧いただきたいと思ひます。沿革でございますが、先ほどの議案第7号の隣接地に位置しております。申請者は平成29年に相続し、先代が高齢化、管理難となり当該地を放棄していたことから、進入路も既に消失し自然改廃している状況で、これまで申請者自身も会社勤めであったことから、今日まで手つかず状況に至っておる状況でございます。写真のほうが16ページ目をお開きいただきたいと思ひますが、南側から撮影したものがB、東側から押さえているのがAでございます。ご覧のとおり、雑木が確認できるかと思ひます。

続きまして、会長提出議案第9号でございます。地区番号5、受付年月日が令和2年10月1日。申請人は●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●番●●。台帳地目畑、現況地目山林で、地積323㎡でございます。申請理由と致しましては、平成元年頃から向こう30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料の17ページから18ページをお開きいただきたいと思ひます。こちらのほうも先ほどの議案第7号の南側の隣接地に位置しております。申請者は、こちらは平成5年に相続し、外装業を営む傍ら管理難となり当該地を放棄していたことから、今日に至っている状況でございます。また、こちらの当該地につきましては、既に農地パトロール等での赤判定となっております。写真のほうは18ページのほうでございます、南側から当該地を押さえているのがA、そして、西側から撮影したものがBとなっております。以上でございます。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、●●地区、お願いします。

楠 豊委員

そしたら、ご報告致します。会長提出議案の2号、3号の非農地証明願についてご報告致します。

まず、2号の●●さんの山林化した畑ですが、地区と致しまして、現地を確認致したところ、資料の4ページの2、3の撮影のとおり山林化しておりますので、これは仕方がないのかなということになりました。

続きまして、3号の●●さんの倉庫ですが、たまたま●●さんにちょっと会う機会がありまして話をしたところ、申請地の近くで共同の倉庫があったんですが、使えなくなったということで、この場所に、申請地に、農機具を置く、トラクターなんかを置く場所を建てたということのようでございますので、これも仕方がないかなということになりましたので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区、お願ひします。

廣瀬 徹委員 10月18日に我々も現地確認をしてみました。事務局の報告のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願ひします。

川田政美委員 10月16日、全員で現地調査を致しました。これも止むを得ないと思いますので、全員一致で仕方がないんじゃないかということですので、どうぞよろしくお願ひ致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願ひ致します。

十河道夫委員 ご報告申し上げます。10月18日に推進委員、農業委員共同で現地を確認致しました。7号、8号、9号は隣接しております。3名の地主と4枚の畑ですが、事務局の説明のとおりですが、現場の西側が既に他の現場と同じように重機が入っております、境界がはっきりしませんが、とりあえず4枚の畑がもうちょっと難しいかなという状況にありますので、審査のほうをよろしくお願ひ致します。

議長（会長） 各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第2号から第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号から第9号につきましてお諮りします。議案第2号から第9号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号から第9号までを原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第4 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第10号から第13号までを議題とし一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の4ページでございます。農地法第5条に基づく申請審議について、今月の5条の案件は4件ございまして、面積にして1,734㎡、6筆でございます。

それでは、個別の案件の説明を致します。

会長提出議案第10号、地区番号は2、受付年月日、令和2年10月1日。譲渡人で●●●●●●●●●●、●●●様。譲受人で●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田。地積は63㎡。転用目的は宅地拡張で、建築面積で265.18㎡。工事着完年月日は昭和63年11月1日から平成元年9月30日。権

全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第10号から第13号までにつきましてお諮りします。議案第10号から第13号までについて異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第10号から第13号までを原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>続きまして、日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第14号を上程致します。</p> <p>なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地の9番から11番が藤澤委員の関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長提出議案第14号についてご説明致します。農地の貸し借りについて説明となります。</p> <p>議案書の5ページから7ページの説明となっております。法人が9件、個人が8件、中間管理機構が12件の合計29件となっております。29件のうち、新規が15件、再設定が14件となっております。29件のうち、賃借権が4件、使用貸借権が25件となっております。賃借権の内訳としまして、5,000円が1件、3,000円が2件、2,000円が1件となっております。期間は、10年が5件、7年が1件、6年が15件、5年が1件、3年が7件となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業対象農用地等の総括表の説明を致します。別紙のこちらの表をご覧ください。</p> <p>貸付先は、個人16件、法人4件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が7件、使用貸借権が13件となっております。期間は、10年が2件、6年が17件、3年が1件となっております。利用内容は、水稲、麦、野菜の作付となっております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等ある場合は、整理番号指定の上ご発言を願います。</p> <p>ございませんか。</p>
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地の9番から11番を除く議案第14号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>では、原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、藤澤委員の関係議案である農地中間管理事業対象農用地等総括表の9番から11番の審議に入りますので、それでは、藤澤委員の退席を求めます。</p> <p>（藤澤委員 退席）</p>
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。

事務局

農地中間管理事業対象農用地等総括表について、委員さんの案件は3件で、賃借権が3件となっております。期間は、3年が3件となっております。利用内容については、露地野菜の作付となっております。以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり承認致します。
退席されている藤澤委員の再入場を認めます。

（藤澤委員 着席）

議長（会長）

日程第6 農業振興地域整備計画変更の答申の除外及び編入について、会長提出議案第15号から第17号までを一括上程致します。
では、事務局より説明を求めます。

事務局

農業振興地域整備計画変更の答申について説明したいと思います。8ページをご覧ください。今回の農用地域からの除外案件は2件あり、面積にして1,661㎡の3筆あります。農用地域への編入については1件、面積にして1,371㎡、1筆です。

それでは、農用地域からの除外の個別案件について説明致します。

初めに、会長提出議案第15号でございますが、申請者は●●●●●地区の●●●●●様で、申請地は●●●●●番●他1筆です。申請地は数年前からイノシシが出現し、柵などで対策をしましたが、損害額が膨大になる一方で、農作物以外で収入を得ようと、除外後に太陽光発電設備を設置するものです。申請の位置でございますが、資料の27ページをご覧ください。●●●●●から北へ約250mのところ position しております。

続きまして、会長提出議案第16号でございます。譲渡人は●●●、●●●様。譲受人は●●●●●です。申請地は●●●●●番●です。申請地北側に●●●●●がありますが、駐車場がなく路上駐車をしていたのですが、迷惑がかかるので、除外後に自治会館に訪れた方の駐車場を設置するものです。申請の位置でございますが、30ページをご覧ください。●●●●●から南へ約520mのところ position しております。

農用地域からの除外の個別案件は以上です。

続いて、農用地域への編入の個別案件についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

会長提出議案第17号について説明致します。申請者は●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●番●です。申請理由は今後も農地として保全をするためです。申請の位置でございますが、資料の32ページの左側をご覧ください。●●●●●から北へ約620mのところ position しております。説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

楠 豊委員

それでは、ご報告致します。会長提出議案15号の●●さんの農振除外ですが、地区と致しましては、現地を確認したときに、今年の作付けまで地を作っていたようでございます。地区と致しましては、2種農地であり、境界杭もあり、各同意もあることから問題はなかろうということになりましたので、よろしく願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員

16号ですが、現地確認の結果ですが、使用目的も問題ないと判断致しますが、審議のほうよろしく願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

川田政美委員

会長提出議案第17号ですが、全員で現地調査した結果、問題なしと認めますので、よろしく審議をお願い致します。

議長（会長）

各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第15号から第17号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
ご意見ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第15号から第17号までにつきましてお諮りします。議案第15号から第17号までについて異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第15号から第17号までについて原案のとおり認めることと致します。
続きまして、日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第18号を議題と致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案番号1番の●●●●さんから説明させていただきます。住所はさぬき市●●●●●●●●番地、昭和●●年●●月●日生まれの●●歳です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

現在、水稲と青ネギ、サトウキビ、ニンニク、バレイショを生産していますので、複合経営になります。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、水稲は現在、作付面積が現在2haで生産量が9,600kgですが、5年後の目標として、面積は変更なし、生産量を10,000kgにまで増やす予定です。青ネギは作付面積が15aで生産量が1,500kgですが、5年後の目標として、作付面積50a、生産量を7,500kgに増やす予定です。ニンニクは作付面積が30aで生産量が3,900kgですが、5年後の目標は変更なしです。バレイショについても5年後変更なし、サトウキビについては、現在、作付面積がゼロですが、5年後は面積20a、生産量8,000kgを予定しております。

(2)の農畜産物の加工・販売その他の関連・付随事業についてということで、サトウキビを使って白下糖の加工・販売を行っております。サトウキビの栽培は近年、体調を崩した影響もあり、やめていたそうですが、今後は

再開するそうです。サトウキビは東かがわ市の農家から今買い取って加工をしておられるそうです。

(3)の農用地及び農業生産施設について、アの農用地ですが、所有地は、田畑とも5年後も増やす予定はありません。借入地については、田が39aですが、5年後には80aまで増やす予定です。その他の特定作業受託は減らしていく予定です。イの農業生産施設については、農舎・ビニールハウスともに5年後も現状維持です。

活動の目標としましては、農業委員会や農地機構を通じて隣接圃地を中心に集積し、規模拡大を行います。また水稻、野菜、加工で労働分散を図るとともに、高品質生産や出荷形態の見直しを行い、販路の拡大や有利販売を目指します。

年間所得は現状560万円ですが、5年後の目標は640万円に増加する計画です。

讃岐三白の1つである白下糖の加工・販売をされており、市としても今後PRしていきたいと考えており、数少ない生産者でもあり、経験も実績もある方ですので、認定農業者の継続認定について、ご審議をよろしくお願ひします。

次に、2番の●●●●さんですが、住所はさぬき市●●●●●●●●●●番地の●、昭和●●年●月●●日生まれの●●歳です。

別紙の経営改善計画をご参照ください。

現在、水稻と小麦と裸麦を生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、水稻は作付面積及び生産量に変更はありません。小麦二毛作は、作付面積の変更はありませんが、生産量を33,000kgのところ36,300kgに増やす予定です。小麦単作は、作付面積の変更はありませんが、生産量を9,000kgのところ9,900kgに増やす予定です。裸麦二毛作は、作付面積の変更はありませんが、生産量6,000kgのところを6,600kgに増やす予定です。

農用地及び農業生産施設で、ア、農用地は、所有地の田129aを5年後160aに増やす予定です。借入地の田1,035aについては5年後1,010aに減らす予定です。その他については変更ありません。イの農業生産施設のビニールハウスについては、5年後も変更ありません。

生産方式の合理化に関する現状と目標措置については、隣接圃地を中心に購入し、作業効率の向上を図るとともに、麦の排水対策を徹底して行い、単収、品質の向上を目指します。

年間所得は現状640万円ですが、5年後の目標も640万円、作業時間は現状2,000時間のところ5年後は1,800時間に減らす予定です。

経験も実績もあり、神前地区で10ha以上耕作されている方ですので、認定農業者の継続認定について、ご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたらお願ひします。

楠 豊委員

●●さんですが、農業経営士でもあり、農協の役員でもあり、問題ないと思いますので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区。

川田政美委員

●●●●さんですが、この方も一生懸命に取り組んでおられますので、心配なかろうかと思います。よろしくお願ひします。

議長（会長）

各地区代表委員からの報告が終わりました。

議案第18号について質疑等がありましたら発言を認めます。
ありませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第18号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、原案どおり承認することと致します。
本日上程の議案につきましては以上ですが、日程第8 その他で、事務局、ありませんか。

事務局 次回の定例会でございますが、来月は11月20日金曜日午後1時30分、3階の301、302会議室となっております。

それと、来月の予定でございますが、新規の農業委員さんもいらっしゃるかと思いますけども、来月、11月30日月曜日に、丸亀市綾歌アイレックスで農業委員、推進委員の合同研修会がございます。これにつきましては、直接、農業委員、推進委員さんのほうには事務局からご案内のほうを郵送させていただきますように思います。

については、その出欠あるいはバスの乗車場所につきましては、各地区の代表者のほうに報告するよう文書をお送りしておきますので、また追って、地区代表の5名の方は、次回の定例会の前日、11月19日までに集計のほうのご報告をいただくような形になると思います。その文書につきましても後日郵送させていただきますので、ご協力のほどお願い致します。

なお、毎年でございますが、その持参物、業務必携、今年の夏、配付させていただきました農業委員会の業務必携のほうを持参していただくようになるかと思いますので、いま一度、その図書を忘れぬよう探しておいていただけたらなと思っております。

令和2年度の農家相談の予定表について皆様にお配りしていますので、大川、長尾については11月26日、津田、志度、寒川については11月27日となっておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、令和2年5月の定例会で審議し、条件つきで許可相当としていました●●●●様と●●●●様の3条申請について、令和2年10月14日水曜日に、●●様、●●様、●●様妻、会長、職務代理、稲田委員、事務局2名で協議を行いまして、住民票の異動についての条件の部分、住民票を異動する旨の念書の提出に変更致しましたことを報告致します。

また、現状を報告致しますと、条件1、●●●●●●●●の●、●●●●の●、●●●●の●、●●●●の●の農地の復元については、現在、復元作業中でありまして、トラクターが引ける状態に近づいております。

2の住民票の異動する旨の念書の提出については、●●さんに依頼をしているところであります。

3番の農地管理協力者の同意、誓約書の提出については、2名を求め、残り1名でしたが、●●●●●●から同意を得て誓約書をいただいておりますので、条件を満たしております。

4番の●●●●●●●●番についての現在耕作されている農地の耕作が終わることの確認については、既に条件を満たしております。以上になります。

議長（会長） 他に事務局ありませんか。

事務局

それと、先ほど会長の挨拶の中にもありましたが、農地パトロールが終わった後の利用意向調査についてですが、11月の定例会のときに、その調査をする分を皆さんにお渡しして、次の12月の定例会のときに提出していただくような流れで協力していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

最後になりましたが、お手元の資料の確認が最初できなかったんですが、あと、今年度の全国農業図書の普及推進の図書、それと、機構さんのチラシでございます。2部ほどお配りさせていただいているかと思っておりますので、また地域へ帰られたら、啓発の協力のほどよろしくお願い致します。以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和2年10月農業委員会定例会を閉会致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（14時32分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願について

賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について

賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 7番

署名委員 8番